

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		松山大学		設置者名		学校法人 松山大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成26年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
経済学部	経済学科	390人	中一種免(社会)	平成2年度	365人	6人	6人	3人	
			高一種免(地理歴史)	平成2年度			6人		
			高一種免(公民)	平成2年度			5人		
経営学部	経営学科	390人	高一種免(商業)	平成2年度	373人	7人	6人	2人	
			高一種免(情報)	平成13年度			5人		
人文学部	英語英米文学科	100人	中一種免(英語)	平成2年度	105人	8人	7人	2人	
			高一種免(英語)	平成2年度			8人		
	社会学科	120人	中一種免(社会)	平成2年度	123人	7人	7人	3人	
			高一種免(地理歴史)	平成2年度			4人		
法学部	法学科	210人	中一種免(社会)	平成2年度	200人	3人	3人	1人	
			高一種免(地理歴史)	平成2年度			2人		
			高一種免(公民)	平成2年度			1人		
入学定員合計		1,210人	合計		1,166人	31人	64人	11人	
備考 ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。 ・「免許状取得者数」及び「教員就職者数」には、他学科履修および大学院生の科目等履修による者も含む。									

大学名		松山大学(大学院)		設置者名		学校法人 松山大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成26年度)				
研究科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
経済学研究科	経済学専攻	10人	中専免(社会)	平成3年度	3人	1人	1人	0人	
			高専免(地理歴史)	平成6年度			0人		
			高専免(公民)	平成6年度			1人		
経営学研究科	経営学専攻	10人	高専免(商業)	平成2年度	2人	0人	0人	0人	
社会学研究科	社会学専攻	8人	中専免(社会)	平成19年度	2人	0人	0人	0人	
			高専免(公民)	平成19年度			0人		
言語コミュニケーション研究科	英語コミュニケーション専攻	6人	中専免(英語)	平成19年度	4人	1人	0人	1人	
			高専免(英語)	平成19年度			1人		
入学定員合計		34人	合計		11人	2人	2人	1人	
備考 ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。 ・経済学研究科経済学専攻博士前期課程卒業生のうち1名は、高一種(地理歴史)を取得した。この1名分については、経済学部経済学科の教員免許状取得者数にカウントしている。									

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成27年11月26日（木）

実地視察大学：松山大学

実地視察委員：和泉研二委員，佐々祐之委員

## 【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等について，教職課程認定基準等の観点ではおおむね問題無く実施されているものの，一部では是正すべき点も確認された。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 大学の設置理念・建学の精神は明確であるが，教員養成に対する理念・構想が明確に示されているとは言い難い。大学で養成する教員像を明確化するとともにその理念・構想を学科・免許状別に具現化するための教職課程に対する全学的な組織，教育課程及び教員組織を充実させるように努めていただきたい。
- 授業内容の取扱いや教育課程の編成，学生への履修指導等について，教職課程の関連科目を担当する個々の教員に委ねるのではなく，教職に関する全学的な組織体制で定められた教育課程の編成方針のもと，その内容の点検・検討ができるよう，既存の教職課程部会と教務委員会の位置づけについて再検討した上で，全学的な組織体制の整備を御検討いただきたい。
- 学生に配布している履修案内において，学科・免許状別に体系化されておらず，当該学科で課程認定を受けていない免許状についても取得可能であるかのように広報されている状況が確認された。教職課程は，各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上，その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。教職課程認定制度の趣旨に鑑みて，このような状況は適正とは言えないため，速やかに改めること。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 教育課程について、4年間を通して教員養成を行うことに鑑みた系統的な編成を行うように努めていただきたい。
- 「教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない授業科目や、科目の趣旨に照らして適切でないと見受けられる授業科目名称があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、科目の趣旨に照らして適切な授業内容となるように、内容を再度検討すること。なお、シラバスの記載内容及び記載方針を定め、法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認できるようにすること。
- また、シラバスの状況をチェックする体制として、教科に関する科目の教員も交えた教員のファカルティ・ディベロップメントを活用することについても御検討いただきたい。

## 3. 教育実習の取組状況

- 教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたい。なお、やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたい。

## 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 教職を志望する学生が履修方法や採用試験対策等について相談しやすいような全学的な組織体制について、教職指導を行う例えば教職支援室のようなスペースの確保等を含めて御検討いただきたい。
- 履修カルテについて、各教科の指導法を担当する教員だけがコメントを書き込む、教育実習前の面談と教職実践演習の授業においてのみ利用する、といった状況が確認された。他の教員もコメントを記入することや各学年への進級時の面談に利用するなど、きめ細やかな履修指導に繋がるよう履修カルテの活用にも努めていただきたい。

## 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、地元教育委員会・学校との連携・協働に努めていただきたい。
- 特に教育委員会との連携については、教育実習先の確保や免許状更新講習の実施等を通じて大学側から働きかけを行っていくことが期待される。

## 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 図書について、特に教科書等の教職関連図書が十分に整備されているとは言い難いため、学習指導要領や関連雑誌などの配架状況を再度確認しつつ、地域の教科書を揃えるなど、今後充実に努めていただきたい。

## 7. その他特記事項

- 特になし。